

**あなたのお店、
備えていますか？**

災害への備えが大切な人たちを守ります。



全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
ALL JAPAN LAUNDRY & DRYCLEANING ASSOCIATION

災害 襲い来る 脅威を知ろう



地震 本震+余震=長期間の強い揺れで被害拡大 日本全域で大規模地震の可能性に備えよ

地震は地下で起きる岩盤(プレート)のずれによって発生します。そして日本は複数のプレートが存在する、世界でも有数の地震多発地帯に位置しています。

地震の脅威は本震だけでなく、余震もしばしば被害の発生原因となっています。新潟県中越地震(平成16年)や東日本大震災(平成23年)では規模の大きな余震が長期間にわたって発生し、被害の拡大につながりました。

また、これまで地震は本震の後に余震が来る(本震-余震型)というのが定説でしたが、平成28年熊本地震ではM6.5の前震(4月14日)の後にM7.3の本震(同16日)が発生したことから、地震活動の予測が複雑化しています。

加えて、将来的に駿河トラフから南海トラフを震源とする「東海地震」や「東南海・南海地震」、関東圏の「首都直下地震」といった大規模な地震が発生すると予測されており、日本全域で防災対策の強化が求められています。



津波 人の足では逃れられないスピードで 甚大な破壊力が襲いかかる

津波は地震によって発生することが多く、人の足では逃げられないほどの非常に速いスピードで到達することから、津波が見えてから避難したのでは遅いと言われています。

東日本大震災の折に発生した津波は岩手・宮城・福島を中心に甚大な被害をもたらしました。沿岸部では広い範囲で建物が流されたのに加え、この大震災の死因の約9割が溺死である^{*1}ことから津波の威力がうかがえます。

また「津波の前には潮が引く」という俗説がありますが必ずしもそうとは限らず、引き潮が起こらずとも津波が発生する場合があります。海岸付近で地震の揺れを感じたり津波警報が発表されたりしたら、津波が見えなくても速やかに高所へ避難することが大切です。

※1 消防庁『東日本大震災記録集』(平成25年3月発行)

災害は、いつ、どこで、誰に降りかかってくるかわかりません。日本を彩る四季の自然は時に猛威をふるって生活を脅かし、人命や街の機能を危機に陥れます。ここでは、近年多発している自然災害の代表例を紹介します。



噴火 火砕流・火山灰が街の機能を低下させる

日本には現在、全国で110の活火山が存在し、噴火が発生しています。

噴火が起こると、噴石・火砕流・溶岩流の他にも火山ガスや火山灰が影響を及ぼし、農作物への被害・交通麻痺・家屋倒壊や場合によっては避難生活も余儀なくされます。

また火山灰が街に積もることでライフラインに影響が出るほか、企業側は外交業務のための車が出せなくなる、消費者側では外出(消費活動)を控えてしまうなど、経済活動に大きな支障が生まれます。



緊急地震速報と特別警報

重大な災害を知らせる身近なアラートとして、「**緊急地震速報**」と「**特別警報**」があります。どちらもテレビ・ラジオや携帯電話・スマートフォン、防災行政無線などから通知を受け取れます。

※ 携帯電話・スマートフォンの種類によっては緊急地震速報や特別警報を受信するための設定が必要な場合があります

【緊急地震速報】

強い地震が発生した際に、可能な限り素早く知らせることを目的としたシステムです。最大震度5弱以上と予想される地震が発生すると、地震発生時刻・震源・震度4以上の揺れが予想される地域が発表されます。

【特別警報】

大規模災害の発生が切迫していることを伝えるための警報です。地震、津波、大雨、大雪など幅広い種類に対して適用されます。

ただし、「**特別警報が発令されない**」ことが「**災害が発生しない**」ことではないので、**注意報や警報、その他の気象情報を参考にすることが大切です。**

緊急地震速報	
発表基準	予測震度5弱以上
発表内容	- 地震発生時刻 - 震源 - 予測震度4以上の地名
特別警報	
対象となる災害の種類	- 地震(予想震度6弱以上) - 津波(=大津波警報) - 火山噴火(噴火警戒レベル4以上、および居住地域の噴火警報) - 大雨 - 暴風 - 高潮 - 波浪 - 暴風雪 - 大雪



災害 襲い来る 脅威を知ろう



大雨・豪雨 短時間で河川の氾濫や家屋の浸水が発生 土砂災害につながるおそれ

発達した積乱雲による大雨は雷を伴って短時間に狭い範囲で激しく降るのが特徴で、著しい災害が発生すると豪雨の名称が付きます。

日本での大雨の推移を見ると、この100年で1日あたりの降水量が100mm以上の日数は約1.2倍、200mm以上の日数が約1.4倍と、増加しています※²。

大雨は、急な河川の増水や低地の冠水を引き起こします。普段は穏やかな川でも鉄砲水によって急に勢いよく水かさが増すこともあります。あわせて山の地盤が緩くなり、土砂災害を引き起こされる危険性も高くなります。

積乱雲が近づいた場合は川や低地からすぐに離れるとともに、雷を避けるために木や電柱と距離をとって建物や車の中に避難しましょう。

また、街中でも住宅の浸水被害や、地下に多量の雨水が流れ込んで逃げられなくなる危険性があります。

加えて大雨による浸水では家屋のみならず、クリーニング機器やお客様の衣類に被害が及ぶことがあるので十分な注意が必要です。

※² 気象庁「異常気象リスクマップ」(<http://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/riskmap>)

👉 家やお店を守る、水害への備え

近年は、梅雨や台風の季節を中心に大雨やゲリラ豪雨の被害が多発しており、河川から離れた土地でも住宅の浸水被害が起きています。

特に、半地下であったり地下に駐車場や玄関があったりする住宅は道路が冠水した時に真っ先に水が流れ込んでくる上に、場合によっては水圧でドアが開かなくなることもあるので注意が必要です。

発生頻度も被害の可能性も高い水害ですが、防ぐ方法はあるのでしょうか。

まずは自分の住む地域の水害リスクを知ることが、対策の第一歩となります。都道府県や市区町村のホームページ・役所でハザードマップを確認しましょう。過去に水害が発生している地域ならば、お客様の衣類を2階以上に保管しておくことが被害を最小限に食い止める方法の一つとなります。

浸水対策としては、土のうや止水板を用意しておきます。土のうはホームセンターなどで取り扱っている他、行政が無料で配布している地域もあります。また、いざというときは家庭にあるゴミ袋を利用して簡易水のうを作ることができます。加えて、日頃から道路の側溝や雨水ますに溜まった落ち葉や砂を掃除するだけでも排水能力が上がります。



台風・竜巻 暴風雨・突風に煽られた 飛来物が凶器となる

毎年、台風による被害が全国で後を絶ちません。大雨と暴風の影響は人命、家屋、ライフラインや交通網など多岐に及びます。

また近年は竜巻やダウンバーストなどの突風のニュースがよく取り上げられています。竜巻は積乱雲に伴う上昇気流、ダウンバーストは積乱雲に伴う下降気流が突風をもたらす現象で、どちらも短時間で家屋の倒壊や飛来物の衝突などの被害を生みます。

台風や竜巻が発生した場合は建物の1階に移動し、飛来物が外から突き破ってきても安全なように壁や窓から離れて部屋の中心部に避難します(ただし、プレハブや物置・車庫は危険)。また窓や雨戸を閉めてカーテンを引き、割れたガラスなどの飛散物を防ぎましょう。

屋外にいてどうしても建物に避難できない場合は、電柱や樹木から離れて頑丈な構造物の物陰で身を小さくしましょう。

水害対策のポイント

① 地域のハザードマップを確認する

⇒ 都道府県や市区町村のホームページ、地域の役所で閲覧可能。

国土交通省ハザードマップポータルサイトでも公開。

【国土交通省ハザードマップポータルサイト】<http://disaportal.gsi.go.jp>

② 預り品の衣類を2階以上に保管する

⇒ 過去、水害が発生している地域ならば、なるべく2階以上にお客様から預かっている衣類を保管する。

③ 土のうや止水板を用意する

⇒ ホームセンターなどで購入可能。

行政が無料で配布している地域もある。

④ 道路の側溝や雨水ますを掃除する

⇒ 側溝や雨水ますに溜まった落ち葉や砂が排水を妨げている場合がある。

日常の店舗掃除の一環として取り除けば大雨の際、道路に水が溢れる可能性が低くなり、お店の美観も保たれる。また、雨水ますの上をブロックや段差解消プレートで塞がない。

【簡易水のうの作り方】

① 40ℓ程度のゴミ袋を二重にする

② 中に半分程度(持ち運べる重さ)の水を入れる

※ 簡易水のうが防げる限度は10cm程度の浸水です

備え

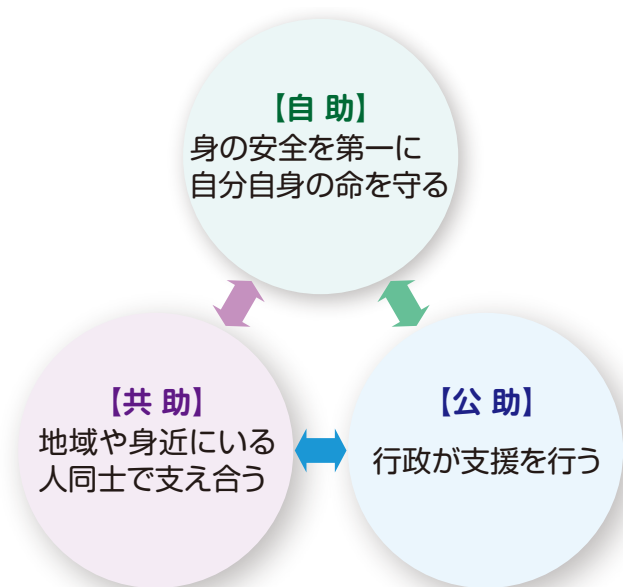
平穏な日常こそ 準備を怠らずに

「自助」と「共助」

災害が起こった時、まず優先すべきは自分自身の命を守ることです。安全を確保しつつ、率先して危険な場所から避難しましょう。

一人ひとりが自分の身の安全を守ることによって、家族や友人、近所の人たちへ手助けができるとともに、救助隊がより深刻な被害を受けた人達の救助に力を割くことができます。

この「自分で自分の身を守る」ことを「自助」と言います。個々が「自助」に取り組むことで、周りの人同士が助け合う「共助」へとつながり、行政が支援を行う「公助」が効果を発揮するのです。



避難ルートや
避難所を確認しよう



1 避難経路

避難行動・集合場所の確認

緊急の際、人は冷静な思考を失いがちです。その時になって避難先を探そうにも、平時とは異なる状態で判断を下すことは難しいのです。

日頃から地元を歩いたり地図を見たりして避難所や避難場所、^{いっとき}一時集合場所を家族で確認し、避難の手順や集合場所を決めておきましょう。また、地震などの際には緊急車両の通行のために交通規制がかけられる道路があります。前もって調べておく実際の避難がスムーズに行えます。

避難マップは市区町村のホームページや広報紙などで紹介されています。

避難所	住居を失った被災者を一時的に受け入れ、保護するための場所（小学校や中学校など）
避難場所	大規模な火災・災害が発生した際に避難する場所（大規模な公園など）
^{いっとき} 一時集合場所	避難指示が出た時や火災・災害の危険が迫った時に、一時的に避難する場所（地域の公園など）

いざ災害が発生した場合、物を言うのは日頃の備えです。

避難場所を知っているか？ 家族との連絡手段は？ 救援が来るまでの備蓄は足りているのか？ — 災害が起こってから手を付けるのでは遅いのです。平穏な毎日、余裕のある内に準備を進めましょう。

2 連絡先・連絡手段

連絡手段の確認・連絡先の保管

災害発生時には、安否確認のため人々が一斉に連絡を取り合うことから電話がつながりにくくなります。その場合はメールやSNSを活用した方が比較的連絡が取りやすく、また電話回線の混雑緩和につながることから、本当に緊急を要する電話のスムーズな利用に協力できます。

また災害時の混乱で携帯電話を紛失、あるいは充電が切れて使えない事態も考えられます。周りの人から電話を借りたり公衆電話を使用したりすることを考慮し、家族や友人、信頼のおける人、会社関係の連絡先を一覧にして防災グッズとともに保管しておきましょう。

⇒記録用連絡リストはp22～23に掲載

家族や大切な人と
連絡方法を確認しよう



命に別状がない場合や被災地の人への安否確認は、メールやSNS（ツイッター、LINE、フェイスブックなど）を活用しよう

大ケガをしったり閉じ込められたり……本当に助けを求めている人が電話を使えるように、混乱している時こそ一息ついて「自分の電話は緊急か」を考えよう



災害用伝言サービスの確認

緊急時に家族が一ヶ所にまとまっているとは限りません。むしろ、混乱によって離れ離れになる可能性や、そもそも被災地と被害のない土地に分かれて生活していることもあります。

そんな時に有効なのが災害用伝言サービスです。大規模な地震の発生などにより被災地への電話がつながりにくい状況になった時に利用可能となるサービスで、各サービスによって固定電話や携帯電話、スマートフォン、パソコンなど、利用できる機器が定められています。

災害時に連絡を取るべき人を事前にピックアップして、緊急時に使用するサービスを確認・連絡しておきましょう。また、各社で実施している体験サービスを平時に利用しておけば、災害発生時にも落ちついて使用できます。

災害用伝言サービスの例

- 災害用伝言ダイヤル(171)
 - 災害用伝言板
 - 災害用伝言板(web171)
 - 災害用音声お届けサービス
 - 安否情報まとめて検索「J-anpi」
- ⇒各サービスの詳細はP20に掲載

備え

平穏な日常こそ 準備を怠らずに

3 備蓄品

非常用持ち出し袋の準備

避難しなければならない時は一分一秒を争う状況であり、荷物をまとめている時間はありません。そのため、災害に備えて非常用持ち出し袋を玄関の近くや寝室などのすぐに持ち出せる場所に準備しておくことが大切です。

初期避難用として、避難所で生活する上で最低限必要となる水・食料・日用品を無理なく持ち運べる程度にバッグに詰めておきましょう。

備蓄品の用意

ひとたび大規模災害が発生すると水道・ガス・電気などのライフラインは停止し、流通網の寸断によって物資が不足します。災害発生直後の混乱を乗り切れるように非常用持ち出し袋とは別に備蓄をしておきましょう。

具体的には**一人あたり3日分を目安に準備するのがよい**とされています。例えば**飲料水は1人で1日3リットルが必要となるため、3日分だと9リットルとなります**。

⇒非常用持ち出し袋・備蓄品の確認リストはp21に掲載

非常用持ち出し袋・
備蓄品を用意しよう



4 耐震・家具転倒防止

耐震基準の確認

地震の時には建物の倒壊や家具の転倒に気をつけなければなりません。阪神・淡路大震災では83.3%の方が建物倒壊によるケガや窒息などによって亡くなっています^{※3}。特に昭和56年に施行された建築基準法改正以前の、現在の耐震基準を満たさない(旧耐震基準の)建物に被害が集中しました。

家屋や工場の強度に不安がある方は耐震診断を受け、必要に応じて耐震改修を行うことが有効な備えとなります。

※3 内閣府「平成23年版防災白書」(<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/h23/index.htm>)

家・家具・機械から
身を守ろう



家具・機器の転倒・落下・移動防止

建物内の対策としては、家庭では家具、企業ではオフィス家具や事務機器の転倒・落下・移動対策を取ることが有効です。またクリーニング店にはドライ機・水洗機やプレス機などの重量のある機器や、溶剤・薬剤といった取扱いに注意が必要なものがあります。

機器類はボルトなどで固定して横転や移動を防止し、溶剤・薬剤は揺れで中身がこぼれたり容器が落下したりしないように、蓋をきちんと閉めて保管場所を固定しましょう。

室内の安全確保に役立つ道具



転倒・落下・移動防止対策 確認リスト

【家庭編】

- ☐ 家具の転倒防止措置をしているか
- ☐ 家具類の転倒・落下・移動により窓ガラスが割れることがないか
- ☐ テレビ・パソコンや花瓶などを高いところに置いていないか
- ☐ 玄関、廊下に障害物を置いていないか(段ボールやワゴンケースなど)

【クリーニング店編】

- ☐ オフィス家具類の転倒防止措置をしているか
- ☐ コピー機などの重量物の移動防止措置を取っているか(ベルト等での固定)
- ☐ ドライ機・水洗機やプレス機などの機器類をボルトやベルトで固定しているか
- ☐ 溶剤や薬剤の容器にしっかりと蓋をしているか
- ☐ 溶剤・薬剤の瓶や容器に転倒防止措置をしているか
- ☐ 溶剤や薬剤を高所に保管していないか、保管場所(棚など)は固定しているか
- ☐ 溶剤漏洩対策として吸着材・吸着シート等を準備しているか
- ☐ テレビやパソコンを高いところに置いていないか
- ☐ 出入口、通路に障害物を置いていないか

👍 バランス栄養食の活用

備蓄する食料には保存が利くこと以外にも、かさばらないことや手軽に食べられることが求められます。カップ麺やおかゆなどのレトルト食品は温かい物が食べられる一方で、調理の水や火、食器の調達が必要となります。乾パンやお菓子類は手軽ですが、栄養価が不安な一面もあります。そこで、備蓄の中にバランス栄養食(栄養調整食品)やサプリメント(ビタミン剤など)を含めておけば、長期間の保存に耐え、不足しがちな栄養を補うことができます。豊富な種類が販売されているので、好きな味を選びましょう。



👍 自動販売機の活用

自販機の中には、災害時に鍵の保有者が手動操作で開放することで、中の飲料や食料が無償提供される機種があります。この種類の自販機には、胴体部分に緊急時に開放する旨を記したマークが掲示されているので、街中や建物の自販機に注目しておく、いざという時に活用できます。

👍 ローリングストックの習慣

備蓄用の食品は保存期間が年単位のものが多いですが、年に一度は定期点検を兼ねて入れ替えを行い、食べてみることをお勧めします。これはローリングストック法という、備蓄品を定期的に消費し、食べた分だけ買い足していく方法です。消費と補充を繰り返すことで「もしもの時」を意識し、味見によって自分に合う食料を選ぶことができます。

これまでに紹介してきた備えを踏まえた上で、災害発生時には周囲をよく見て冷静に的確な判断を下して行動することが最も重要になります。
ここでは地震をモデルケースに避難行動の順序を確認します。ご自身や家族、大切な人々の安全確保のために、最適な避難方法を選びましょう。

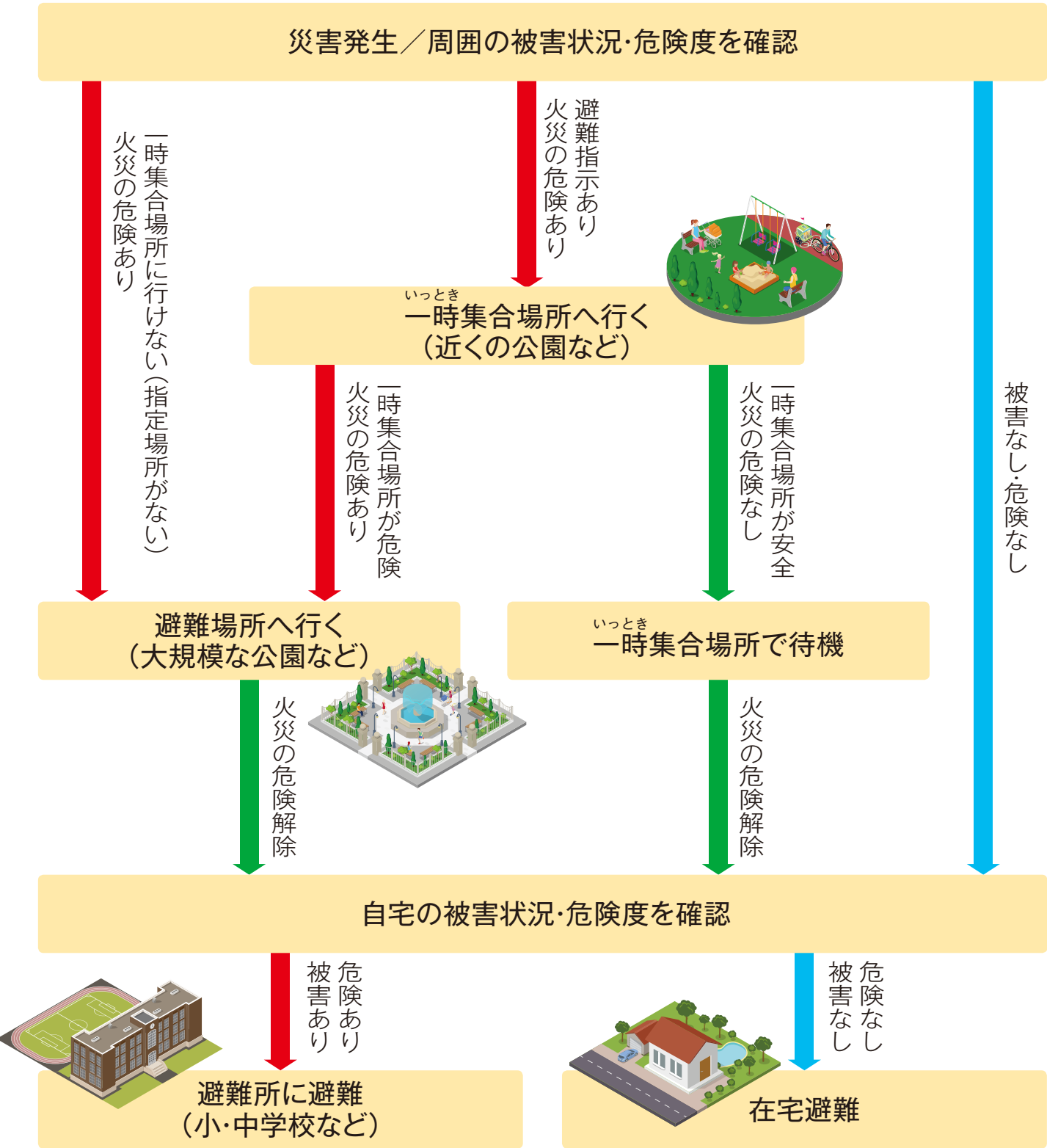
避難

落ち着いて、 周囲をよく見る

地震発生 とっさの判断

	【家庭の場合】	【会社・工場の場合】
地震発生 自分の身を守ることが最優先！	◆ 周りの様子を見ながら、物が「落ちてこない・倒れてこない・動いてこない」場所に避難する（例：テーブルの下） ◆ 安全な場所が近くにない場合は、クッションやカバン、上着などで頭を守る	◆ お客様を落ち着かせる ◆ 安全のため、クリーニング機器や薬品棚、コピー機などのオフィス機器から離れる ◆ 安全な場所が近くにない場合は、上着などで頭を守る
地震直後 揺れが収まってから行動 ⇒周囲の安全を確保	◆ 火の元の確認・火の始末で火災防止 ◆ 窓やドアを開けて出口確保 ◆ 屋外では屋根瓦やガラス、ブロック塀から離れる	◆ 窓やドアを開けて出口確保 ◆ ドライ機の溶剤吸い上げバルブを閉じ、溶剤・薬品が漏れていないかを確認 ◆ 溶剤が漏れている場合は吸着剤・吸着シートで吸い取る
地震後 情報収集 そして避難	◆ テレビやラジオ、インターネット、防災行政無線で被害の規模や地域の状況について情報収集する ● 震源、地震の規模は？ ● 近くで火災が発生していないか？ ● 津波警報が出ていないか？ など ◆ 地域に火災の危険があったり、現在地の被害が大きかったりする場合は避難する【→避難行動フローチャート参照】 ◆ お客様の避難誘導をする ◆ 避難の前にブレーカー・主電源を切り、ガスの元栓を閉める ◆ 避難前に安否メモを残す、伝言板やSNSで連絡を取り合う ◆ 車での移動中だった場合は、車を残して徒歩で避難する ● なお、緊急車両が通る際に車を移動できるようにカギを付けたままにして、免許証や車検証を持って車から離れる	

避難行動フローチャート



継続

会社を存続 させるために

事業継続計画(Business Continuity Plan)=BCP

東日本大震災以降、特に注目されるようになった「BCP」とは、企業等が災害発生や感染症流行などの緊急事態に事業を継続するため、平時の対策や非常時の対応を取り決めた計画のことです。

事前に自社の事業内容や優先順位を明瞭にしておくことで災害時の課題を洗い出し、対応策を整備することができます。

ここでは、BCPを立てるための基本的な流れをご紹介します。

1 地域のハザードマップを確認 ⇒BCPの軸となる災害を決める

災害は、地域ごとにその土地の特色に応じた危険度があります。例えば沿岸部は津波、山間部では土砂崩れ、川沿いでは河川の氾濫の可能性が必然的に高くなるでしょう。

自社や支店が存在する地域のハザードマップを確認して、被災する可能性が高い自然災害を把握しておくのがBCPの第一歩です。

なお、ハザードマップは都道府県や市区町村のホームページ、および国土交通省ハザードマップポータルサイトで公開されています。

危険度の高い災害が判明したら、その災害を軸に据えてBCPを考えましょう。

【国土交通省ハザードマップポータルサイト】<http://disaportal.gsi.go.jp>

2 自社の中核事業を挙げる

災害発生の緊急時には、人・物・金・情報の全てにおいて平常時並みに確保することが不可能となります。まずは「普段利用している経営資源が全て3割しか扱えない状態」を想定し、事業を存続させる方法を考えてみましょう。

経営資源が限られている以上、**最も力を注ぐべきは「自社の存続に関わる、生命線となる事業」の復旧**です。収益性や顧客重点度、競合店の規模などを比較・検討して、**優先すべき事業を中核事業(重要事業)として定めます**。クリーニング業ならば店舗営業や外交、大口顧客などの優先順位を判断します。

ただ、**地域密着型であるクリーニング業は、災害時に顧客も被災する可能性が高くなります**。緊急時にクリーニングによる被災者支援を行うのか、また店舗で営業を行うならば営業時間やメニューの内容などを考える必要があります。

災害時に対応を考えなければならないのは、自分や家族のことだけではありません。クリーニング事業者であれば従業員の安全確保、衛生維持のための被災者支援、そして会社(お店)の事業を続けていくことを考えていかなければなりません。平時から事業継続計画(BCP)を立てておきましょう。

3 中核事業復旧までの期日目標を決め、 必要な資源を挙げる

中核事業が決まったら、次は中核事業を復旧するまでの期日目標(目標復旧時間)を定めます。

被災したからといって、取引先がいつまでも復旧を待ってくれるわけではありません。かといってクリーニングを行うには燃料や水が必要になります。

以下の条件を参考に復旧までのスケジュールを立てましょう。

期日目標を決めるポイント

- ◆ 取引先が希望する復旧日数
- ◆ 会社の現金・預金残高から、財務的に耐えられる休業日数
- ◆ 中核事業を構成する業務や資源(機器、溶剤、燃料、水など)
⇒復旧を阻む資源の洗い出しと使用可能になるまでの日数
- ◆ 機材・資材・燃料の主要な調達先の位置関係の把握
(調達先が近隣の場合、共に被災するため調達が難しくなる)
(また主要な道路が寸断されると物資の流通が滞る)

4 対策・代替手段を考える

3を参考に、日頃からできる対策や非常時の代替手段を考えます。

対策・代替手段のポイント

- ◆ ベルトや金具で機器を固定する
- ◆ 預かり品(衣類)をカバーで保護し、収納・保管場所を固定する
- ◆ 電子データのバックアップをとるとともに、非常時の対策や連絡先を紙媒体でも残す
(災害時には電子機器の故障や通信網の混雑・切断が予想されるため)
- ◆ ライフラインや燃料供給の復旧期間を参考に、復旧に時間がかかるものから優先的に対策を立てる(例:クリーニング用水の確保、ボイラー用燃料や外交車輛の燃料の確保)
- ◆ 非常時における組合員・同業者間での人材・機械・資材の融通・相互支援について話し合い、取り決める

継続

会社を存続 させるために

5 非常時の資金調達方法を考える

被災時には、月々の固定費に加えて店舗や機材を復旧するための費用が発生します。加えて、従業員の給料や取引業者への代金の支払いなど、緊急に経費が必要になる場合を考慮し、売上高1ヶ月分程度の資金は確保しておいた方が安心です。

またいざという時のために、**日本政策金融公庫や金融機関の災害時における相談窓口と貸付制度、組合・団体等で取り扱っている各種共済制度の内容を把握**し、自店や従業員に適した制度をピックアップしておきます。また火災保険や地震保険、損害保険など、**加入している保険の保障内容も確認**しておきましょう。

※ 一般の火災保険は、地震災害（地震により発生した火災を含む）に対して保険金が下りないので注意が必要です

※ 政府系中小企業金融機関には、防災対策を対象とした融資制度もあります

6 取引先と情報を共有する

企業やホテル、病院など、定期的に受注・納品している取引先と非常時の対応について話し合い、お互いの対策・支援策や緊急連絡先・連絡手段を共有します。

7 従業員の安否確認の方法と連絡手段を考える

災害発生時に従業員の安否を確認するための手段を考えます。

緊急連絡網が最新のものに更新されているか確認するとともに、電話以外に災害伝言板やメールの活用などの**社内で連絡を取り合う手段や非常事態時の集合場所を決めて周知**しておきます。

また**災害に備え「従業員の安否確認」「店舗の片づけ」「取引先との調整」などの役割を事前に分担しておく**ことで、緊急時に全員と連絡が取れない場合でも的確に復旧を進めることができます。

8 BCPの実行と見直しを繰り返す

1～7の内容をもとにお店のBCPを実行しましょう。BCPの設計・訓練には現場を巻き込み、社員一人ひとりに参加意識を持ってもらうことが大切です。そしてBCPの継続的な実行のため、年に一度は取組みと計画を見直し、改善していきましょう。

事業者は家族を守ると同時に、従業員とお店も守らなければなりません。災害発生後も営業を続け、従業員の生活を保護するためにもBCPを作成し、日頃から準備を進めておきましょう。

事業継続計画（BCP）のポイント

- ① 事業に著しいダメージを与えかねない重大な被害を想定して計画を作成する
- ② 各業務の担当ごとに、どのような被害が生じると、どの業務の継続が危うくなるかを割り出し検討する
- ③ 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき中核事業を絞り込む
- ④ 中核事業の継続に不可欠で、再調達や復旧に時間がかかり、復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処する
- ⑤ 中核事業の目標復旧時間を設定し、その達成に向け準備をしておく
- ⑥ 会社の災害対策本部の体制と役割を決め、指示を出すトップとその代行者の順位を決める

BCP策定の基本チェックリスト

人的資源	☐ 緊急時の帰宅、出社基準が決まっている ☐ 緊急避難場所が決まっている ☐ 従業員に徒歩での帰宅方法を確認・シミュレーションさせている ☐ 従業員の緊急連絡網など、安否確認の仕組みがある ☐ 緊急時の対応方法や連絡先が記載されたリストを全社員が持っている ☐ 緊急時に出勤できない従業員の業務を代行できる者がいる
物的資源（物）	☐ 店舗・工場が地震や風水害に耐える造りになっている ☐ 地域のハザードマップを調査してある ☐ 事業継続に必要な復旧手順・代替策が決まっている ☐ 帰宅困難者への対策として、従業員数分の3日間の食料や毛布などを備蓄している
物的資源（金）	☐ 1週間または1ヶ月間、事業を中断した際の損失を把握している ☐ 自社が加入している保険と、その保障内容を把握している ☐ 災害の事前対策、および発生時の融資制度を把握している ☐ 1ヶ月分程度の事業資金に相当する額のキャッシュフローを確保している
物的資源（情報）	☐ 重要顧客の連絡リスト（緊急連絡先・連絡手段）がある ☐ 紙媒体を含めた連絡リストを複数の場所に保管している （データだと、機器の故障や消失・停電で使用不可の恐れがあるため） ☐ 事業継続に必要な経営資源（人、物、金、情報など）がリスト化されている

大規模な災害に遭遇した時、中・小企業や地域住民一人ひとりではどうしても対処しきれない困難が生まれます。

一軒の力は小さくとも、複数のお店が協力すれば地域・住民・企業を助けることができます。この助け合いの精神を具現化するのが組合です。

2 事業者支援

行政への要望、消費者への告知など

災害時に不足する燃料・資材の供給や復旧・復興のための特別融資・税制優遇の配慮といった個人の事業者では困難な要望を、業界を代表して行政へ伝えることも組合組織の重要な役割です。

また、大規模災害の発生時には厚生労働省が作製するポスター「(地震・津波等)災害により滅失・毀損したクリーニングの預かり品の損害賠償等に関する法的取扱いについて」を被災事業者に配布し、被災事業者が預かり品の損害賠償を行う必要がないことをお客様に理解していただく手助けをしています。

災害見舞金・義援金

大規模災害の発生時には、組合員や店舗の被害規模にあわせて全国クリーニング生活衛生同業組合連合会から災害見舞金や義援金を被災組合員に贈与しています。義援金は組織の相互扶助の精神に則り、全国の組合員が協力しています。

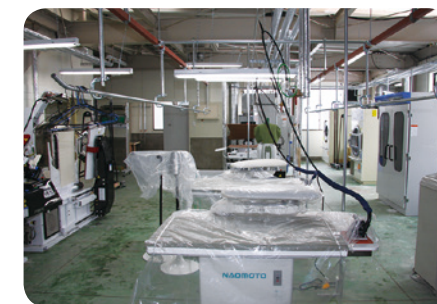
マシーンリング・共同工場

阪神・淡路大震災の時には、兵庫県組合で被災の程度が軽かった組合員が営業困難となった組合員と自店のクリーニング設備を共有しクリーニング作業を行ったマシーンリングの事例があります。

また東日本大震災の折には、店舗が全半壊して復旧の目途が立たなくなった組合員の事業再開のため、同じく被災した組合員の土地に復興支援工場を建て、共同工場形式で複数の事業者がクリーニング作業に利用する試みが行われました。

この復興支援工場の計画は組合と行政が緊密に連携して進め、政府の補助金を活用することで早期に復旧し事業が再開できました。

マシーンリングも共同工場も、組合に所属し、日頃の交流を通じて築いた同業者間の信頼と相互扶助の精神があって成功した事例といえます。



大船渡・陸前高田地区復興支援・仮設クリーニング工場(上が共同洗いの建物内、下が共同仕上げ場の建物外観)

組織

社会と組合 災害時の相互扶助

助け合いのカタチ

被災された人々には衣食住を中心に様々な支援が必要となります。

中でもクリーニング業ができる主な支援として、被災者の衛生維持を目的とした衣類・寝具などの洗濯が挙げられます。

また、同業者同士だと同じ工場で機器を融通して事業を継続することも助け合いの一つになります。加えて、組合に加入している事業者ならば状況に応じて見舞金や義援金という形で全国の組合員が力を合わせてサポートします。

災害時に相互扶助組織として働くクリーニング組合の役割を紹介します。

1 被災者支援

被災者支援協定

自治体によっては、生活衛生業などの組合または企業と行政の間で災害時における被災者支援に関する協定を結んでいるところがあります。

内容は自治体によって異なりますが、クリーニング業に関連する協定は主に避難所で利用された毛布やシーツ、避難所で暮らす被災者の衣類のクリーニングとなります。

また、店舗で被災者の緊急受入れを行ったり帰宅困難者へトイレを貸したりすることや、被災者・帰宅困難者への災害情報提供を行うことを支援内容としている自治体もあります。

組合独自の支援

災害の度合いによっては、組合独自で被災者支援を行うこともあります。

過去には、組合員店で消費者から衣類や毛布を受け付けてクリーニングした上で被災地に送った事例に加え、他県の避難所に避難している被災者を対象とした無料洗濯サービス、ハンガーや洗剤といった物資の提供の事例があります。





生活を立て直す 足がかりを活用しよう

罹災証明書

罹災証明書は自然災害が発生した時に、被災した家屋の被害の程度を証明する書類です。市区町村に申請した後、調査員が現場の調査を行い、被害の程度を認定します。

罹災証明書は義援金や保険金の受給、融資、仮設住宅への入居など、様々な支援制度の利用の申請に必要となります。

ただ、申請から発行までに通常1週間程度、大規模災害の場合には1ヶ月以上の時間がかかるのでなるべく早く申請しましょう。

- ※ 自治体によっては、申請の際に被害を確認できる写真が必要な場合があります
- ※ 自治体によっては、罹災証明書の申請期限が定められているところがあります

罹災証明書が必要な支援制度の例

- 《給付》
 - 義援金
 - 被災者生活再建支援金
 - 民間の保険金
- 《減免・猶予》
 - 税金
 - 各種保険料
 - 公共料金
- 《融資》
 - 災害援護資金
 - 災害復興住宅融資
- 《その他》
 - 仮設住宅への入居
 - 住宅の応急修理

自然災害で被災した際に、生活再建の手助けとなる様々な支援制度が存在します。代表的な支援策や、支援を受けるために必要な証明書について紹介します。

生活再建支援制度

生活再建支援制度の代表的なものを紹介します。適用条件や支援・融資額（金利・限度額等）などの詳細は、お住まいの自治体や関係機関にご確認ください。

1 災害弔慰金／災害障害見舞金

「**災害弔慰金**」は、自然災害で亡くなられた方、および行方不明になった方の家族に支給される弔慰金です。

「**災害障害見舞金**」は、自然災害による負傷・疾病で精神または身体に重度の障害を被った被災者に支給される見舞金です。

災害弔慰金	
生計維持者が死亡した場合	最大500万円
その他の者が死亡した場合	最大250万円

災害障害見舞金	
生計維持者が重度の障害を受けた場合	最大250万円
その他の者が重度の障害を受けた場合	最大125万円

2 被災者生活再建支援金／災害援護資金

「**被災者生活再建支援金**」は自然災害によって住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支給される支援金です。

「**災害援護資金**」は自然災害によって負傷した者、または住居や家財に損害を受けた者が借りられる資金です（ただし、所得制限があります）。

3 災害復興住宅融資

自然災害によって被害を受けた住宅の所有者または居住者が、自宅の建設、購入または補修のために利用できる融資制度で、独立行政法人住宅金融支援機構が取り扱っています。

融資が受けられるのは、原則として建設の場合は一戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上、175㎡以下の住宅、新築または中古住宅の購入では床面積50㎡以上、175㎡以下の住宅となります。

4 災害復旧貸付／生活衛生改善貸付／特別貸付

被災した中小企業が事業を復旧するために利用できる各種融資制度で、株式会社日本政策金融公庫が取り扱っています。

「**災害復旧貸付**」は全事業者を対象とした制度です。一方、「**生活衛生改善貸付**」は組合員を対象として、より利用しやすい条件となっています。

また、東日本大震災や平成28年熊本地震のように大規模な被害が発生した場合には全事業者を対象とした「**特別貸付**」が創設されます。

罹災届出証明書

罹災証明書の発行までの間に「罹災証明書の発行を申請している」ことを証明する書類です。即日発行されるのが特徴で、支援制度によっては、罹災証明書の発行より前に証明書の提示が必要な時に使用できる場合があります。

罹災証明書の認定区分

被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
住家の損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	20%未満

被災証明書

自然災害による被災の証明書には、罹災証明書以外にもう一つ「**被災証明書**」があります。こちらにも保険金などの申請時に必要となる場合があります。

被災証明書は家屋以外の家財や工作物・動産（物置、工場、車など）が対象で、被害の程度ではなく「被害を受けたかどうか」を証明するものです。

被災証明書の申請には被災の状況写真が必要で、即日発行されます。

- ※ 自治体によっては被災証明書を発行せず、罹災証明書が被災証明書の役割を果たしているところもあります

付録

緊急連絡先

警察(事件・事故)	110
消防(火災・救急)	119

安否情報確認方法(災害用伝言サービス)

※ サービスによっては、通話料・通信料が有料のものもあります

サービス名	利用できる機器の種類	連絡先	記録手段	備考
災害用伝言ダイヤル(171)	固定電話 公衆電話 災害時用公衆電話 スマートフォン 携帯電話・PHS(契約内容の確認が必要) 等	171	音声	● 録音時間は1伝言あたり30秒以内 ● 1電話番号あたり20伝言まで登録可能
災害用伝言板	スマートフォン 携帯電話 PHS パソコン	携帯電話・PHS各社の公式サイトメニューリスト等からアクセス、または専用アプリをインストール	文字	● コメント、文字数、および登録数はサービス提供会社によって異なる
災害用伝言板(web171)	スマートフォン 携帯電話 パソコン	https://www.web171.jp	文字	● コメント入力は全角100字以内 ● 1電話番号あたり20件まで登録可能
災害用音声お届けサービス	スマートフォン 携帯電話(基本的に受信のみ)	携帯電話・PHS各社の専用アプリをインストール NTTドコモ「災害用キット」 KDDI(au)「au災害対策」 ソフトバンク「災害用伝言板」 ワイモバイル「災害用伝言板」	音声	● 録音時間、および登録数はサービス提供会社によって異なる
安否情報まとめて検索「J-anpi」	スマートフォン 携帯電話 パソコン	http://anpi.jp	文字	携帯電話・PHS各社の災害用伝言板、および報道機関、各企業・団体が提供する安否情報(テキスト情報)などを一発で検索・確認ができるホームページ ⇒ 安否を知りたい人の「氏名」または「電話番号」を入力して検索

非常用持ち出し袋 確認リスト

● 貴重品 ☐ 現金(小銭も含む) ☐ 身分証明書・健康保険証のコピー ☐ 緊急連絡リスト ※ 避難までに猶予がある場合は、預金通帳や印鑑などの貴重品と一緒に持ち出す ● 照明・情報 ☐ 懐中電灯 ☐ 乾電池(予備) ☐ 携帯電話用充電器(電池式) ☐ 携帯ラジオ ☐ メモ帳・筆記用具	● 飲料水・食料 ☐ 飲料水(500ml程度) ☐ 非常食 ● 応急医療品 ☐ 救急セット ☐ 常備薬・持病薬 ☐ 三角巾 ☐ マスク ● 食器用具 ☐ 皿・コップ(紙・プラスチック) ☐ 割りばし・スプーン ● 日用品 ☐ ポリ袋 ☐ 使い捨てカイロ ☐ 小型ナイフ・ハサミ	● 衣類など ☐ 下着・靴下 ☐ 衣類(防寒具を含む) ☐ 運動靴・スリッパ ☐ 軍手(厚手のもの) ☐ 雨具 ☐ 眼鏡・コンタクトレンズ ● 清潔維持用品 ☐ タオル ☐ ティッシュ・ウェットティッシュ ☐ 歯ブラシ ☐ 生理用品 ● 乳幼児用品 ☐ ミルク(粉・液体)、ほ乳瓶 ☐ 離乳食 ☐ 紙おむつ、おしりふき
---	---	---

備蓄品 確認リスト

● 照明・情報 ☐ 懐中電灯 ☐ 乾電池 ☐ 携帯電話用充電器(電池式) ☐ 緊急連絡リスト ● 飲料水・食料 ☐ 水(3ℓ×人数分) ☐ 食料 ● 応急医療品 ☐ 救急セット ☐ 常備薬・持病薬 ☐ 三角巾 ☐ ヘルメット、防災頭巾	● 食器用具 ☐ 皿・コップ(紙・プラスチック) ☐ 割りばし・スプーン ☐ カセットコンロ・ボンベ ☐ 食品用ラップ ● 日用品 ☐ ビニール袋(大小) ☐ ライター、マッチ、ろうそく ☐ ロープ ☐ 使い捨てカイロ ☐ ポリタンク・バケツ	● 清潔維持用品 ☐ タオル ☐ ティッシュ・ウェットティッシュ ☐ 歯ブラシ ☐ 水のいらないシャンプー ☐ 石鹸 ☐ 簡易トイレ ☐ トイレトペーパー ☐ 生理用品 ● 乳幼児用品 ☐ ミルク(粉・液体)、ほ乳瓶 ☐ 離乳食 ☐ 紙おむつ、おしりふき
--	--	--

連絡先

名前		血液型		備考
電話番号				
メールアドレス				
持病・アレルギー				

名前		血液型		備考
電話番号				
メールアドレス				
持病・アレルギー				

名前		血液型		備考
電話番号				
メールアドレス				
持病・アレルギー				

名前		血液型		備考
電話番号				
メールアドレス				
持病・アレルギー				

名前		血液型		備考
電話番号				
メールアドレス				
持病・アレルギー				

連絡方法

連絡相手	連絡手段(災害用伝言ダイヤル、伝言板、SNSなど)

連絡相手	連絡手段(災害用伝言ダイヤル、伝言板、SNSなど)

連絡相手	連絡手段(災害用伝言ダイヤル、伝言板、SNSなど)

連絡相手	連絡手段(災害用伝言ダイヤル、伝言板、SNSなど)

避難先

一時集合場所		避難場所	
避難所			

メモ(記録欄)

〈発 行〉平成28年10月
〈編集・発行〉全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
〒160-0011 東京都新宿区若葉1-5
全国クリーニング会館
電話 (03) 5362-7201
H P <http://www.zenkuren.or.jp>
※本誌の転載・複写・借用・放映を禁じます